議案第53号

西脇市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年８月30日

西脇市長　片　山　象　三

（理　由）

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により幼児教育・保育の無償化が実施されるに当たり、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

西脇市立幼稚園保育料徴収条例（平成27年西脇市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（以下「園児」という。）」を削り、「以下同じ。）で、市内に住所を有するものは、別表に定める保育料を納めなければならない」を「）が納める保育料は、零円とする」に改め、同条第２項及び第３項を削る。

第３条から第５条までを削る。

第６条中「教育委員会」を「西脇市教育委員会」に改め、同条を第３条とする。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の西脇市立幼稚園保育料徴収条例第２条の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料から適用し、同年９月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。